

青梅市立小・中学校 I C T 支援業務委託プロポーザル実施要 領

1 目的

この実施要領は、G I G A スクール構想の推進を図ることを目的として、青梅市立小・中学校に I C T 支援員を配置する青梅市立小・中学校 I C T 支援業務委託について、I C T を活用した学習活動における場面やトラブルを想定し、教員の相談に応じた授業等への支援（以下「I C T 支援業務」という。）の知識と技術および豊富な経験にもとづく企画の提案を受け、円滑、確実、効果的かつ効率的に業務履行可能な業者を選定するために必要な事項を定めたものである。

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 履行期間および見積上限額

(1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(2) 見積上限額

2 9 , 1 6 0 , 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含まない。）

なお、契約は 1 校 1 日当たりの単価契約とし、予定日数の 9 7 2 日（2 7 校×月 3 回×1 2 月）を乗じた金額を見積上限額とする。

4 選定方法

選定委員による提案内容の書類審査、提案者によるプレゼンテーションおよび選定委員との質疑応答を内容とするヒアリングを行い、総合評価により受託候補者を決定する。

選定の結果、必要要件を満たす者がいないと認めるときは、候補者の選定を行わない。

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とし、参加資格の確認後、受託候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項

の規定に該当していないこと。

- (2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるものとし、代理人以外の者（代表者を含む。）の申請を認めない。
- (3) 青梅市競争入札等参加者資格者指名停止基準（平成１９年４月１日実施）の規定による参加停止の措置を受けていないことおよび青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年４月１日実施）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (5) 都内自治体の公立小・中学校においてＩＣＴ支援員による支援業務を受託した実績を有していること。

6 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりである。

- (1) 実施要領等配布期間 令和７年１１月７日（金）から２１日（金）
- (2) 参加資格確認申請書等の
受付期間 令和７年１１月７日（金）から２１日（金）
- (3) 参加資格確認結果通知 令和７年１１月２７日（木）
- (4) 質問期限 令和７年１２月３日（水）
- (5) 質問回答期限 令和７年１２月８日（月）
- (6) 企画提案書等提出期限 令和７年１２月１６日（火）
- (7) プレゼンテーション 令和７年１２月２２日（月）、２３日（火）
- (8) 審査結果通知 令和８年１月中旬
- (9) 契約締結 令和８年１月中旬以降

7 参加資格確認申請書等の受付および確認結果

(1) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書（様式 1） 1 部
- イ 会社概要書（任意様式） 1 部 ※パンフレットも可とする。
- ウ 都内自治体での I C T 支援員による支援業務を受託した実績（任意様式） 1 部

(2) 提出方法

直接持参、郵送または電子メールとする。なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア 直接持参

土・日曜日および祝日を除く、午前 9 時から正午および午後 1 時から午後 5 時までの間に持参すること。なお、事前に電話連絡の上、来庁すること。

イ 郵送

事前に電話連絡し、一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

ウ 電子メール

メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

(3) 受付期間

令和 7 年 1 1 月 7 日（金）から令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）午後 5 時まで（必着）

(4) 提出先

提出先は、第 1 7 項に定める担当課および連絡先とする。

(5) 参加資格確認申請書に対する確認結果

令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木）までに、参加資格確認申請書等の提出のあった事業者に対し、様式 1 に記載のあるメールアドレス宛てに参加資格の確認結果について通知を行うものとする。

なお、参加資格を認める場合は、指名通知を兼ねるものとする。

8 質問等

(1) 質問方法

質問がある場合には、質問書（様式 2 - 1）により電子メールにて第 1 7 項に定める担当課および連絡先に提出すること。

なお、メール送信後、指導室へ電話にて送信した旨を連絡すること。

(2) 質問期限

令和 7 年 1 2 月 3 日（水）午後 5 時まで

(3) 回答方法

質問の有無にかかわらず、参加資格を認められた者すべてに対し、
令和 7 年 1 2 月 8 日（月）午後 5 時までに電子メールで回答する。

(4) その他

ア 定められた質問方法以外の方法による質問は、受け付けない。

イ 質問内容のうち、審査事項に該当する質問、他の参加者またはその提案内容に関する質問および審査等に支障をきたすおそれのある質問は、回答しない。

ウ 質問への回答内容は、本実施要領および仕様書等の追加または修正とみなすため、提案書等または辞退届の提出のタイミングには留意すること。

9 企画提案書等提出書類

記入に当たっては、原則として各書面とも A 4 版（縦）、片面刷りとし、簡潔にまとめること。

また、提出部数は 6 部とする。（見積書のみ 1 部）

(1) ICT 支援業務に関する提案書（様式 3）

(2) 企画書（10 ページ以内）

作成に当たっては、次の項目を記載すること。

ア 授業支援業務に関する考え方

イ 運用支援業務に関する考え方

ウ ICT 支援業務にかかる先進事例の収集方法

エ ICT 支援員の採用方法および基準

オ ICT 支援員の研修体制および内容

カ ICT 支援員の能力

キ 本業務にかかる組織体制および青梅市への支援員配置体制

ク 発注者および学校との打合せ体制

ケ 個人情報保護に対する体制

(3) 見積書および見積内訳書（各 1 ページ）

1 校 1 日の単価に予定日数の 9 7 2 日に乗じた総価の金額（消費税および地方消費税の額を含まない。）を見積の内訳とする。

(4) 業務実績書（１ページ）

自治体における過去３年間の業務実績

(5) 業務組織（１ページ）

本業務担当責任者およびＩＣＴ支援業務組織

10 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和７年１２月１６日（火）午後５時まで（必着）

(2) 提出時間

平日の午前９時から正午までおよび午後１時から午後５時まで

(3) 提出先

提出先は、第１７項に定める担当課および連絡先とする。

(4) 提出方法

直接持参または郵送とし、第７項第２号アおよびイに準じて提出すること。

なお、郵送の場合には、封筒の表に「ＩＣＴ支援員プロポーザル企画提案書」と記載すること。

11 参加の辞退

都合により辞退を申し出る場合は、次のとおり書面により参加辞退届出書を提出すること。

なお、参加を辞退した場合でも、今後の本市の入札、契約において不利益は生じない。

(1) 提出期限

令和７年１２月１６日（火）午後５時まで（必着）

(2) 提出方法

参加辞退届出書（様式４）を第１７項に定める担当課へ直接持参、郵送または電子メールにより提出すること。

12 プレゼンテーションの実施

令和７年１２月２２日（月）から２３日（火）までの期間にプレゼンテーションを行う。時間は１社当たり約３０分（説明２０分、質疑１０分程度）とし、日時および会場については書類提出時に示すこととする。郵送で受領した場合は、提案書に記載のある連絡先宛に日時等を連絡することとする。

なお、説明者は合計３名以内とする。

また、説明に当たり機器を使用する場合は、各社で用意すること。

13 審査

選定委員により、提出された企画提案書、見積書等の書類およびプレゼンテーションの内容を、次の事項について総合的に審査・評価し、受託候補者を決定する。

14 審査結果

審査結果については、選定委員による審査後、令和８年１月中旬までに通知する。

15 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者は、契約の際、本市と協議を行い、協議が整った場合に当該業務の実施にかかる契約を締結することを原則とする。
- (2) 当該契約にあたり、プロポーザルの性質上、企画提案書に記載した内容をもって契約するとは限らない。
- (3) 選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合に当該業務の実施にかかる契約を締結することとする。

16 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。

- (1) 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 指定する提出期限後に提出したもの。
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの。
- (5) 見積上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- (6) 見積書の金額を訂正したもの。
- (7) 経費見積書と見積内訳書の金額が合致しないもの。
- (8) プレゼンテーションに参加しないもの。

17 担当課

〒１９８－８７０１ 東京都青梅市東青梅１丁目１１番地の１

青梅市教育委員会学校教育部指導室

電 話 ０４２８－２２－１１１１（内線２３７３）

電子メール div7030@city.ome.lg.jp

18 その他

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) 提案は1提案とし、プロポーザルの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。
- (3) 審査内容および審査経過は、公表しない。
- (4) 審査結果についての異議申立ては認めない。
- (5) 提出書類については、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）にもとづき公開対象となる。
- (6) 青梅市から得た資料および情報等は、取扱いに注意するとともに、無断で提案にかかる検討以外の目的で使用することを禁止する。